

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

経営系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
兵庫県立大学 大学院会計研究科 会計専門職専攻	2015（平成27）年度	適合

経営系専門職大学院基準 の大項目	経営系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
2 教育の内容・方法・成果等 (1) 教育課程等	<p>2-2 理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。</p> <p>（「専門職」第6条）</p> <p>（1）経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。</p> <p>（2）経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。</p> <p>（3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。</p>	<p>開講科目は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「企業法関係」「租税法関係」「公会計関係」「経済関係」「民法関係」「統計・情報関係」「経営・ビジネス関係」の10領域である。</p>	<p>開講科目は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「私法関係」「租税法関係」「公会計関係」「経済関係」「統計関係」「経営・ビジネス関係」の9領域に変更されている。</p>
2 教育の内容・方法・成果等 (1) 教育課程等	<p>2-2 理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。</p> <p>（「専門職」第6条）</p> <p>（1）経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。</p> <p>（2）経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。</p> <p>（3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。</p>	<p>各領域の科目は、それぞれ「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」に分類されている。</p>	<p>「経済関係」領域において、「発展科目」であった「ミクロ経済学」を「基本科目」へ変更した。</p> <p>「統計関係」領域において、「発展科目」であった「統計学」を「基本科目」へ変更した。</p>

<p>2 教育の内容・方法・成果等  (1) 教育課程等</p>	<p>2-8 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に沿って適切に設定されていること。  (「専門職」第2条第2項、第3条、第15条)</p>	<p>修了要件を、以下のとおり定めていた。  次の各号の要件をすべて満たし、48単位以上を修得するものとする。  (1) 会計職業倫理、基礎演習 6単位修得。  (2) 簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論のうちから6単位以上修得。  (3) 企業法概論、租税法Ⅰ、公会計概論、経営学概論のうちから4単位以上修得。  (4) 発展科目のうちから18単位以上修得。  (5) 応用・実践科目のうちから4単位以上修得。ただし、研究演習については、4単位を超えて修得した場合には、修了必要単位数に参入することができるのは、4単位までとする。</p>	<p>各号の要件が、以下のように変更された。  (1) 会計職業倫理、基礎演習 6単位修得。  (2) 簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論、租税法Ⅰ、公会計概論、経営学概論のうちから10単位以上修得。  (3) ミクロ経済学、企業法概論、統計学及び発展科目のうちから18単位以上修得。  (4) 応用・実践科目のうちから4単位以上修得。ただし、研究演習については、4単位を超えて修得した場合には、修了必要単位数に参入することができるのは、4単位までとする。</p>
--------------------------------------	---	--	--